

## 注意事項

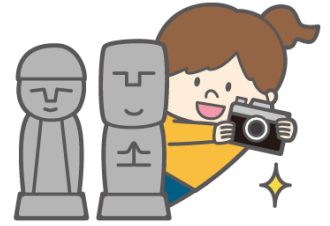
以下の内容について、必ずご確認の上、お申し込みください。

勤務先への在籍確認等により申請内容に虚偽が認められた等、虚偽の申請が判明した場合は、入所決定が取り消されたり、利用にかかった費用の全部または一部について、お支払いいただくことがあります。

ご不明な点等ございましたら、こども未来課へお問い合わせください。

TEL：0790-42-8726      E-mail：kodomo@city.kasai.lg.jp

- ◇ この案内をよくお読みいただき、申込書類をそろえ、期限内に手続きをしてください。
- ◇ 入所申込書類及び添付書類等に変更があった場合は、速やかに、こども未来課へご連絡ください。後日判明した場合は、利用できなくなることがあるほか、利用にかかった費用の全部または一部について、お支払いいただくことがあります。
- ◇ 利用前の面談や保育を行う中で、疾病・障がい等により、児童の安全確保が困難であると認められた場合や多くの児童と関わり合いながら生活することが著しく困難であると認められた場合、利用できなくなることもあります。
- ◇ 令和8年度の途中入所の方も入所予約ができます。ただし、入所内定(決定)後の入所月の変更や保育が必要な事由の変更は、やむを得ない場合を除き、認められません。
- ◇ 妊娠中の方は、原則、令和8年度途中に育児休業から復帰される場合に、申込が可能です。ただし、申込後、退職した場合や転職した場合、育児休業を延長した場合は、対象から外れますので、至急、こども未来課へご連絡ください。入所内定(決定)後、復帰していないことが判明した場合は、入所取消となります(手続きの方法等、詳細は、別冊「出産予定児の入所申込について」でご確認ください)。
- ◇ 受入可能月齢に達していない場合は、達した月以降の入所となります。
- ◇ 保育を希望する時間については、就労状況等により決定しますので、希望に添えないこともあります。あらかじめ、ご了承ください。
- ◇ 期限までに必要書類の提出がない場合は、入所調整において不利になります。また、入所決定後においても、入所取消(退園)となることもあります。
- ◇ 育児休業の延長を希望されている方は、育児休業の延長や育児休業給付金などの手続きについては、事前に勤務先やハローワーク等にご確認ください。21ページもご確認ください。
- ◇ 育児休業からの復帰による申込について、他の申込者との公平性を保つため、育児休業取得後復帰せずに退職する場合や出勤せずに有給休暇取得後退職する場合等は、求職活動でお申し込みください。ただし、次の勤務先が決定している場合は、新たな勤務先の就労証明書をご提出ください。また、入所保留となった場合の手続きについても、事前に事業所等へご確認の上、お申し込みください。
- ◇ すでに上のお子様在教育利用で入所され、下のお子様を4月から求職活動で申込をされる場合、上のお子様についても、4月から保育利用となります。なお、この場合、下のお子様が入所保留となった場合でも、上のお子様は、求職活動での保育利用となり、6月20日までに保育が必要な事由を証明する書類の提出がない場合は、退園または教育利用となります。
- ◇ 入所保留となった場合、入所可能となった場合を除き、こども未来課から連絡することはありません。施設に空きが出た場合も、こども未来課から連絡することはありませんので、市ホームページ等によりご自身でご確認ください。
- ◇ 入所決定について、電話やメールでのお問い合わせにはお答えできません。お手数ですが、本人確認書類を持参の上、こども未来課窓口へお越しください。



## 育児休業の延長について

育児休業の延長を希望されている方は、以下の点をご確認の上、「家庭状況書」の「就労」の「休職中の場合」欄の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェック☑をしてください。

### 《確認事項》

- ①育児休業の延長や育児休業給付金などの手続きについては、事前に勤務先やハローワーク等にご確認ください。
- ②「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェック☑した場合、育児休業給付金を受給できない可能性があるため、事前に勤務先やハローワーク等にご確認ください。
- ③「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェック☑した場合であっても、入所希望施設の受入可能数に比べ、申込者数が下回っている場合は、入所保留とはなりません。
- ④入所保留通知には、「保育施設等利用申込書」を受付けた日、入園を希望する期間の初日(入所希望月)、お子さまの当初年齢及び通知書発行の日付が印字されます。いつの日付が必要なのかを事前に勤務先等に確認の上、お申し込みください。
- ⑤入所保留通知は、申請(申込)後、審査(利用調整)が必要です。審査は毎月実施していますが、審査前や9ページ記載の入所希望月に応じた申込(受付)期限後に提出されたものについては、発行できません。
- ⑥育児休業給付金の手続きに、入所申込書類の提出が必要な場合がありますが、こども未来課で受付書類のコピーをお渡しすることはできません。事前にご自身でコピーをしてから提出してください。電子申請の場合は、受付完了メールをプリントアウトしたものをご利用ください。

## 育児休業からの復帰による申込について

育児休業から復帰せずに退職する場合や、出勤をせずに有給休暇取得後退職する場合は、他の申込者との公平性を保つため、「求職活動」で申請をしてください。すでに新たな勤務先が決まっている方は、新たな勤務先の就労証明書等をご提出ください。

なお、勤務先への在籍確認等により申請内容に虚偽が認められた場合は、利用できなくなることがあります。

また、入所保留となった場合の手続きについても、事前に事業所等へご確認の上、お申し込みください。

## 入所保留通知書について

入所保留通知書は、令和9年3月31日まで有効です。

希望施設に空きが出るまでお待ちいただく場合は、特に手続きは不要ですが、入所可能となった場合を除き、こども未来課から連絡することはありません。

なお、入所保留通知書の再発行をご希望の場合は、右のQRコードから申請してください。申請には、本人確認書類(お子様の乳幼児等医療費受給者証等)や受付印押印後の『重要事項確認書兼入所申込書類受領証』が必要です。

令和8年度分より、窓口での即日発行はできません。

また、郵送事情により、発行に10日前後要しますので、ご注意ください。

(9ページ記載内容と同じです)

